

※本籍が遠方の方で、戸籍証明等を郵便で請求される場合にお使いください。

戸籍謄抄本等の請求書（郵便請求用）

市・区・町・村長

令和

年

月

日

誰のものが 必要ですか	本籍	※番地まで全て正確に記入がない場合は送付できません。		
	筆頭者			
	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	

何が 必要ですか	戸籍	謄本（全部事項証明）	450円	通	使用 目的	<input type="checkbox"/> 免許・資格	<input type="checkbox"/> 車の登録・廃車
		抄本（個人事項証明）		通		<input type="checkbox"/> 年金	<input type="checkbox"/> 相続・登記
	改製原戸籍		750円	通		<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 戸籍届出
						<input type="checkbox"/> その他（ ）	
	除籍	謄本（全部事項証明）	750円	通	提出先		
		抄本（個人事項証明）		通			
	戸籍の附票	全部証明	300円	通	戸籍の附票の請求の場合 本籍・筆頭者の表示 (証明が必要な住所)	<input checked="" type="checkbox"/> いずれかにチェックを <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
		一部証明		通			
身分証明書		300円	通	相続等で必要な内容があれば詳しくご記入ください。 (例：西脇太郎(父)の出生から死亡まで連続した内容がわかるもの等)			
独身証明書		300円	通				
その他（ ）			通				

※手数料は市区町村によって異なります。本籍が西脇市外の場合は該当の市区町村へお問い合わせください。

<最近2週間以内に戸籍の届出をされた場合のみ記入>

出生・死亡・婚姻・その他（ ）を 月 日に 市・区・町・村へ届出

請求者	住所	〒			
	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日		
	電話番号	昼間の連絡先 { 自宅・勤務先・携帯 } ()			
	続柄	私は、(証明が必要な方の) 本人・配偶者・父・母・子・その他()			

手数料として、定額小為替（ ）円を同封します。

◆郵便請求に必要な物

① 戸籍謄抄本等の請求書（この用紙）

② 手数料

※ 定額小為替を郵便局でお求めください。現金や切手等はお取り扱いできません。

※ 定額小為替には何も記入しないでください。

③ 返信用封筒

※ 送付先を記入し、切手を貼ってください。送付先は請求者の住民票の住所に限ります。

※ お急ぎの場合は、追加で速達料金の切手も貼付し、「速達」と朱書きしてください。

④ 請求者の本人確認書類のコピー（有効期間内のもの）

※ 運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、保険証等公的機関が発行したものに限り、

※ 保険証は、記号・番号の部分が見えないようにマスキングを施したうえコピーしてください。

★ 上記のほか、請求者と証明が必要な方との続柄を証明する書類が必要な場合があります。

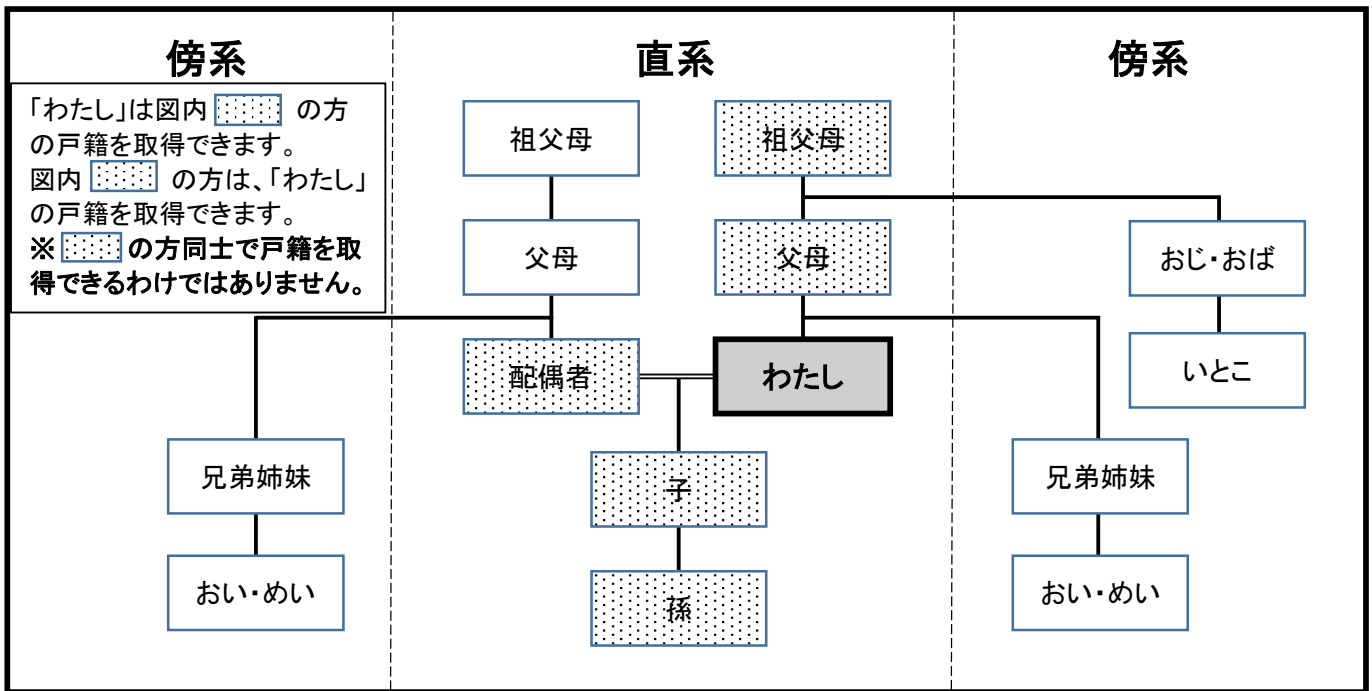
★ 本人以外が請求される場合は、委任状が必要な場合があります。事前に本籍地の市区町村へお尋ねください。

戸籍証明等の請求方法

請求窓口	本籍のある市区町村役場	請求方法	窓口での請求又は郵便
請求に必要なもの	①戸籍謄抄本等の交付請求書 ②請求される方の本人確認書類 ③手数料 ④委任状（代理人による請求の場合） ⑤請求される方と、戸籍が必要な方との続柄がわかる戸籍謄本等のコピー （請求先市区町村役場で続柄が確認できる場合は不要）		
注意事項	○戸籍を請求する際には、本籍の地番まで請求書に記入する必要があります。 本籍が間違っている場合は、交付できませんのでご注意ください。 ○出生や死亡等があった場合、その情報が記載された戸籍を取得できるようになるまで、届出から1週間前後かかります。 本籍地以外で届出した場合、届書が本籍のある役場に届いてから1週間前後かかります。 ○戸籍の取得は、本人、配偶者、本人の直系尊属（父母、祖父母等）又は卑属（子、孫等）からの請求に限られます。それ以外の方からの請求には、委任状が必要です。		

手数料は市区町村によって異なるためご確認ください。

戸籍証明等を取得できる範囲



「わたし」が取得できる戸籍の範囲

- ①「わたし」が載っている戸籍
- ②図内 の方が載っている戸籍

兄弟姉妹の戸籍を取得する場合の注意点

- 兄弟姉妹の戸籍の取得には原則委任状が必要です。
- ただし、次の戸籍については、委任状は不要です。

兄弟姉妹と一緒に、

- ①「わたし」が載っている戸籍
- ②図内 の方が載っている戸籍

配偶者に「わたし」の「父母」の戸籍の取得を依頼する場合の注意点

- 配偶者は「わたし」が載っている戸籍のみ取得が可能です。
- 「わたし」が載っていない戸籍（父母の婚姻前の戸籍等）については、「わたし」からの委任状が必要です。